

平成26年度

函館市健全化判断比率および
資金不足比率審査意見書

函館市監査委員

函 監

平成 27 年 8 月 25 日

函館市長 工 藤 壽 樹 様

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 吉 田 崇 仁

函館市監査委員 阿 部 善 一

平成 26 年度函館市健全化判断比率および資金不足比率
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項および第 22 条第 1 項の規定により審査に付された平成 26 年度函館市健全化判断比率および資金不足比率ならびにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出します。

なお、地方自治法第 199 条の 2 の規定により、山田潤一監査委員は、除斥されました。

目 次

[意見書編]

ページ

平成26年度函館市健全化判断比率および資金不足比率審査意見

1	審 査 の 対 象	1
2	審 査 の 期 間	1
3	審 査 の 要 領	1
4	審 査 の 結 果	1
	(1) 健 全 化 判 断 比 率	1
	① 実 質 赤 字 比 率	2
	② 連 結 実 質 赤 字 比 率	2
	③ 実 質 公 債 費 比 率	3
	④ 将 来 負 担 比 率	4
	(2) 資 金 不 足 比 率	5
5	審 査 意 見	5

[資料編]

健全化判断比率および資金不足比率審査資料

平成26年度函館市健全化判断比率 および資金不足比率審査意見

1 審査の対象

平成26年度実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）および資金不足比率ならびにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成27年7月13日から平成27年8月21日まで

3 審査の要領

審査にあたっては、提出された健全化判断比率および資金不足比率ならびにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令の趣旨に沿って適正に作成されているかを確認、さらにこれらの書類の計数が正確に表示されているかについて決算書および地方財政状況調査（決算統計）の統計数値等と照合を行い審査した。

4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率および資金不足比率ならびにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

(1) 健全化判断比率

平成26年度の健全化判断比率は、次のとおりである。

(単位：%)

区 分	平成26年度 決 算	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
① 実質赤字比率	—	11.25	20
② 連結実質赤字比率	—	16.25	30
③ 実質公債費比率	7.9	25	35
④ 将来負担比率	73.3	350	

① 実質赤字比率

当年度の実質赤字比率は、前年度に引き続き発生していない。

また、前年度と比較すると一般会計決算において黒字が増加したことなどから、算定式に基づく実質赤字比率は、下記表のとおり△3.69%となり1.55ポイント改善している。

区 分	平成26年度		平成25年度		平成24年度
		対前年度比較		対前年度比較	
	%	ポイント	%	ポイント	%
実質赤字比率	—	—	—	—	—
〔算定式に基づく 実質黒字比率 赤字〕	(△3.69)	(△1.55)	(△2.14)	(△0.38)	(△1.76)

※ △表示は黒字

② 連結実質赤字比率

当年度の連結実質赤字比率は、前年度に引き続き発生していない。

また、前年度と比較すると一般会計決算において黒字が増加したことから、連結の実質収支は黒字が増加し、算定式に基づく連結実質赤字比率は、下記表のとおり△8.51%となり0.90ポイント改善している。

区 分	平成26年度		平成25年度		平成24年度
		対前年度比較		対前年度比較	
	%	ポイント	%	ポイント	%
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—
〔算定式に基づく 連結実質黒字比率 赤字〕	(△8.51)	(△0.90)	(△7.61)	(△1.61)	(△6.00)

※ △表示は黒字

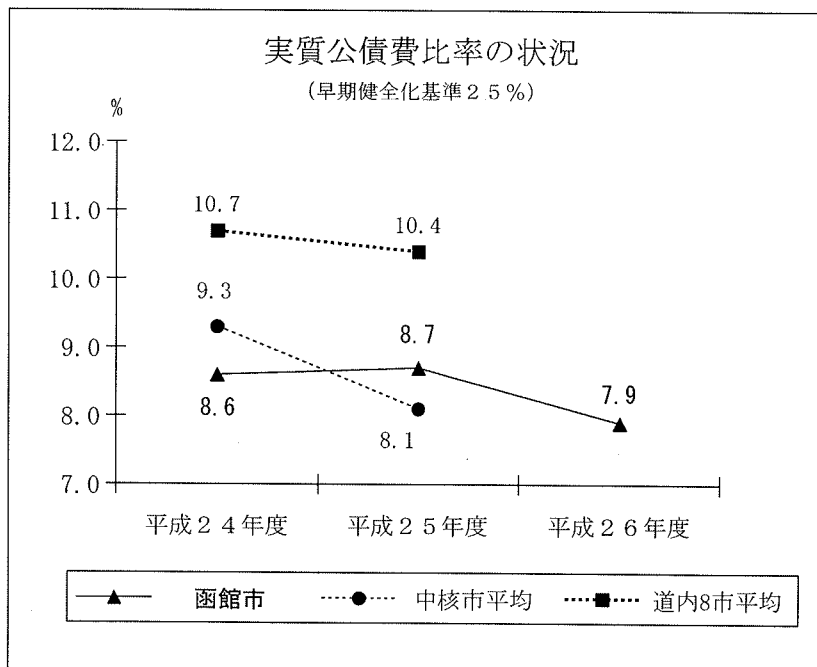
③ 実質公債費比率

当年度の実質公債費比率は7.9%であり、早期健全化基準の25%を下回っている。

実質公債費比率は、健全化法の規定により過去3か年の単年度実質公債費比率の平均により算出することとなっており、前年度と比較すると下記表のとおり0.8ポイント改善している。

また、平成26年度単年度では、地方債の償還利息の減により元利償還金が減少したことや、臨時財政対策債や合併特例債などの地方交付税措置される地方債の償還額の増などにより実質負担が減少したことから7.2%となり、前年度の単年度比率8.2%と比較すると1.0ポイント改善している。

区 分	平成26年度		平成25年度		平成24年度
	%	対前年度比較 ポイント	%	対前年度比較 ポイント	
実質公債費比率	7.9	△0.8	8.7	0.1	8.6



【実質公債費比率の算出】

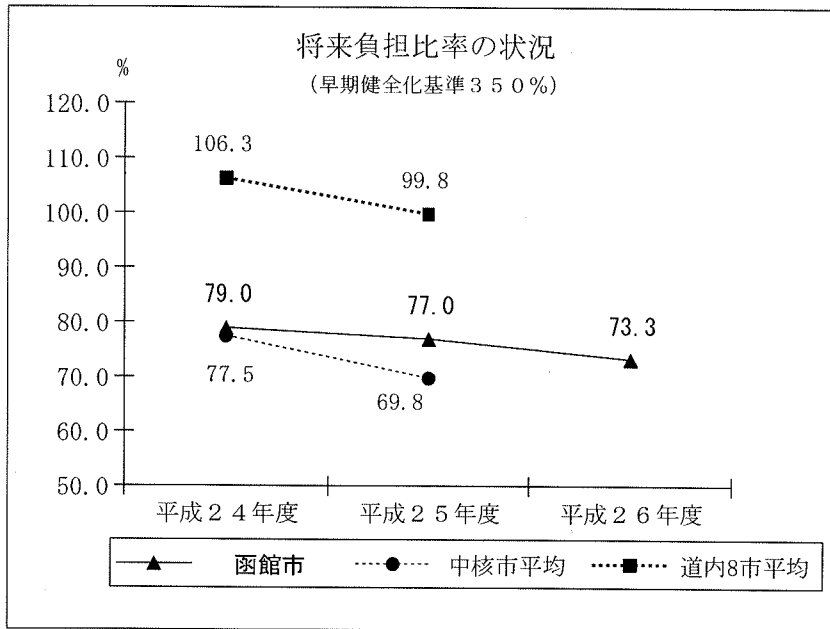
(単位: %)

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
	9.5	8.6	8.2	7.2
平成25年度実質公債費比率 (3か年平均)	8.7			
平成26年度実質公債費比率 (3か年平均)		7.9		

④ 将来負担比率

当年度の将来負担比率は73.3%であり、早期健全化基準の350%を下回っている。
 また、前年度と比較すると退職手当の基本額の支給率の減による退職手当支給予定額の減などにより将来負担額が減少したことなどから、下記表のとおり3.7ポイント改善している。

区 分	平成26年度		平成25年度		平成24年度
		対前年度比較		対前年度比較	
将来負担比率	73.3 %	ポイント △3.7	77.0 %	ポイント △2.0	79.0 %



(2) 資金不足比率

平成26年度の資金不足比率は下記表のとおりであり、病院事業会計において、医業収益の減などにより、資金不足額を生じたことから5.3%となっているが、経営健全化基準の20%を下回っている。

また、他の会計においては、前年度に引き続き資金不足比率は発生していない。

(単位：%)

区 分	平成26年度 決 算	平成25年度 決 算	経営健全化 基 準
① 地方卸売市場事業特別会計	—	—	20
② 発電事業特別会計	—	—	
③ 水道事業会計	—	—	
④ 温泉事業会計		—	
⑤ 公共下水道事業会計	—	—	
⑥ 交通事業会計	—	—	
⑦ 病院事業会計	5.3	—	

※ 平成26年度から温泉事業は水道事業に附帯事業化され、温泉事業会計は廃止されている。

5 審査意見

(1) 健全化判断比率

特に問題となる点は認められなかった。

(2) 資金不足比率

病院事業会計を除く5事業会計については、資金不足比率が発生していないため、特に問題となる点は認められなかった。

病院事業会計については、平成24年度以来となる資金不足比率が発生したが、今後においても、病院事業を取り巻く経営環境はなお厳しい状況が続くものと思料されるところである。

このほか、地方公営企業会計基準の見直しに伴い、資金不足比率の算定にあたっては、平成28年度まで引当金等を算定対象から控除する経過措置が設けられたが、経過措置終了後には、これらの算入により比率への影響が懸念されることから、現在の函館市病院事業改革プランの着実な取り組みはもとより、新たに策定する改革プランに基づき、計画的、効率的な事業運営を行い、早期に経営の健全化を図り、資金不足比率の解消に努められるよう要望する。

健全化判断比率および
資金不足比率審査資料

目 次

[資料編]	ページ
1 健全化判断比率	1
① 実質赤字比率	1
② 連結実質赤字比率	2
③ 実質公債費比率	4
④ 将来負担比率	6
2 資金不足比率	8
3 健全化判断比率の状況（平成25年度決算）	10
① 中核市の状況	10
② 道内主要都市8市の状況	11
4 資金不足比率の状況（平成25年度決算）	12
① 中核市の状況	12
② 道内主要都市8市の状況	12
5 審査資料の用語説明	13

1 健全化判断比率

① 実質赤字比率

普通会計の実質赤字の標準財政規模に対する比率

※ 福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し財政運営の深刻度を示すもので、この比率が高くなるほど赤字の解消に長期間を要することとなる。

当年度の実質赤字比率は、実質収支が黒字であったため、マイナス3.69%となっており、実質赤字比率は発生していない。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{A}{B}$$

A＝一般会計等の実質赤字額

：一般会計および特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

B＝標準財政規模：標準税収入額等＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額

【平成26年度】

$$\frac{A : \Delta 2,708,048 \text{ 千円}}{B : 73,285,702 \text{ 千円}} = \Delta 3.69\% \text{ (黒字)}$$

A（一般会計等の実質赤字額）の内訳

（単位：千円）

会計名	歳入総額 a	歳出総額 b	翌年度繰越財源 c	実質赤字額 d = (b + c) - a
一般会計	137,592,709	134,851,495	62,197	△2,679,017
港湾事業特別会計	4,017,107	3,993,122	—	△23,985
奨学資金特別会計	42,879	39,133	—	△3,746
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	179,090	92,922	84,868	△1,300
計	141,831,785	138,976,672	147,065	△2,708,048

※ △表示は黒字

B（標準財政規模）の内訳

（単位：千円）

区分	金額
標準税収入額	34,173,413
普通交付税	33,994,388
臨時財政対策債発行可能額	5,117,901
計	73,285,702

② 連結実質赤字比率

普通会計および公営事業会計の実質赤字の標準財政規模に対する比率

※ 地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し財政運営の深刻度を示すものであり、この比率が高くなるほどその解消期間も長期にわたるおそれがある。

なお、公営企業の実質赤字を計算する場合には、資金不足額から解消可能資金不足額を差し引くこととなる。

当年度の連結実質赤字比率は、実質収支が黒字であったため、マイナス8.51%となっており、連結実質赤字比率は発生していない。

連結実質赤字比率	=	$\frac{C}{B}$
----------	---	---------------

C = 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額

イ：一般会計および公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ：公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ：一般会計および公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ：公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

B = 標準財政規模

【平成26年度】

$$\frac{C : \Delta 6,242,739 \text{ 千円}}{B : 73,285,702 \text{ 千円}} = \Delta 8.51\% \text{ (黒字)}$$

C (連結実質赤字額) の内訳

(単位:千円)

一般会計・特別会計 (イ・ハ)	歳入総額 a	歳出総額 b	翌年度繰越財源 c	実質赤字額 d=(b+c)-a
一般会計	137,592,709	134,851,495	62,197	△2,679,017
港湾事業特別会計	4,017,107	3,993,122	—	△23,985
奨学資金特別会計	42,879	39,133	—	△3,746
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	179,090	92,922	84,868	△1,300
小計	141,831,785	138,976,672	147,065	△2,708,048
国民健康保険事業特別会計	34,064,776	34,403,469	—	338,693
自転車競走事業特別会計	15,680,326	16,200,936	—	520,610
介護保険事業特別会計	26,073,782	25,392,096	—	△681,686
後期高齢者医療事業特別会計	3,949,794	3,872,751	—	△77,043
計 ①	221,600,463	218,845,924	147,065	△2,607,474

企業会計(法適・法非適) (ロ・ニ)	流動負債(控除後) または歳出額 a	流動資産(控除後) または歳入額 b	解消可能資金 不足額 c	資金不足額 d=a-b-c
地方卸売市場事業特別会計	404,392	410,862	—	△6,470
発電事業特別会計	25,398	30,520	—	△5,122
水道事業会計	988,816	3,346,646	—	△2,357,830
公共下水道事業会計	358,027	2,311,287	—	△1,953,260
交通事業会計	129,141	346,105	—	△216,964
病院事業会計	4,111,548	3,207,167	—	904,381
計 ②	6,017,322	9,652,587	—	△3,635,265

※1 △表示は黒字

合計 ①+②

△6,242,739

2 法適用企業の流動負債は控除企業債等および控除引当金等を、流動資産は貸倒引当金を控除後の金額であり、その内訳については9ページを参照のこと。

③ 実質公債費比率

普通会計、公営事業会計および一部事務組合・広域連合の実質的な債務（元利償還金と準元利償還金の合計額）の標準財政規模に対する比率

※ 借入金の返済額およびこれらに準ずる額の大きさを指標化し資金繰りの危険度を示すもので、この比率が高まるほど財政の弾力性が低下し、他の経費を節減しないと赤字団体になる可能性が高まる。

当年度の実質公債費比率は7.9%であり、早期健全化基準25%を下回っている。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(D + E) - (F + G)}{B - G} \text{ の 3 か年平均}$$

D = 地方債の元利償還金

E = 準元利償還金：イからホまでの合計額

イ：満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額（本市は該当なし）

ロ：一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

ハ：組合・地方開発事業団（以下「組合等」という。）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

ニ：債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

ホ：一時借入金の利子

F = 特定財源

G = 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

B = 標準財政規模

【実質公債費比率の3か年平均】

(単位：%)

平成24年度 (単年度)	平成25年度 (単年度)	平成26年度 (単年度)	3か年平均
8.6	8.2	7.2	7.9

【平成26年度（単年度）】

(単位：千円)

$$\frac{(D : 16,311,518 + E : 2,545,300) - (F : 2,838,249 + G : 11,594,322)}{B : 73,285,702 - G : 11,594,322} = 7.2\%$$

E (準元利償還金) の内訳

(単位: 千円)

区分	金額	内 訳	
イ	—		
ロ	2,398,518	水道事業会計	99,692
		公共下水道事業会計	1,158,932
		交通事業会計	37,081
		病院事業会計	1,043,046
		地方卸売市場事業特別会計	59,767
ハ	—		
ニ	146,307	土地購入分 (第2次臨空工業団地)	109,399
		物品購入分 (車両割賦購入費ほか)	36,714
		その他 (利子補給費)	194
ホ	475	一時借入金の利子	475
合計	2,545,300		

F (特定財源) の内訳

(単位: 千円)

区 分	金 額
地方債を財源とする貸付金に係る貸付金収入	106,891
公営住宅使用料	229,307
都市計画税	2,392,652
その他	109,399
合 計	2,838,249

④ 将来負担比率

出資法人等を含めた全会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率

※ 地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する懸念が高いかどうかを示すもので、この比率が高いほど今後の財政運営が圧迫されるなど問題が生じる可能性が高まる。

当年度の将来負担比率は73.3%であり、早期健全化基準350%を下回っている。

$$\text{将来負担比率} = \frac{H - (I + J + K)}{B - G}$$

H＝将来負担額：イからチまでの合計額

イ：一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ：債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）

ハ：一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額

ニ：当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

ホ：退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち一般会計等の負担見込額

ヘ：地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

ト：連結実質赤字額

チ：組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

I＝充当可能基金額：上記イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金（ただし、合併特例債で造成された地域振興基金を除く。）

J＝特定財源見込額

K＝地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額

B＝標準財政規模

G＝元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

【平成26年度】

（単位：千円）

$$\frac{H : 208,116,266 - (I : 9,511,973 + J : 27,666,862 + K : 125,692,726)}{B : 73,285,702 - G : 11,594,322} = 73.3\%$$

H (将来負担額) の内訳

(単位: 千円)

区分	金額	内 訳	
イ	150,574,381	一般会計等の地方債現在高	150,574,381
ロ	1,949,923	国営土地改良事業に係るもの	10,872
		依頼土地の買い戻しに係るもの	273,755
		社会福祉法人の施設建設費に係るもの	1,601,025
		その他(渡島廃棄物処理広域連合負担金)	64,271
ハ	31,470,162	水道事業会計	1,094,324
		公共下水道事業会計	15,699,774
		交通事業会計	286,680
		病院事業会計	13,954,073
		地方卸売市場事業特別会計	435,311
ニ	3,023,949	函館圏公立大学広域連合分	3,023,949
ホ	18,938,608	退職手当支給予定額	18,938,608
ヘ	2,159,243	土地開発公社分	2,159,243
ト	—		
チ	—		
合計	208,116,266		

2 資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

※ 公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し経営状況の深刻度を示すもので、この比率が高くなるほど料金収入で資金不足を解消することが難しくなる。

当年度の資金不足比率は、病院事業会計で5.3%となっているが、経営健全化基準の20%を下回っており、他の会計では発生していない。

$$\text{資金不足比率} = \frac{L}{M}$$

L=資金の不足額：

資金不足額（法適用企業）＝（流動負債－控除企業債等－控除引当金等＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高－流動資産－貸倒引当金）－解消可能資金不足額

資金不足額（法非適用企業）＝（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額

M=事業の規模：

事業規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額

事業規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

※ 法適用企業については、平成26年度からの地方公営企業会計基準見直しにより、資金不足額の算定において、年度末決算時における貸借対照表の流動負債に計上されている企業債および他会計からの長期借入金のうち、建設改良費等に充てるためのものの額を控除する措置が設けられた。さらに、平成28年度までの3年間は、同流動負債に計上されているリース債務と引当金の額および同流動資産に計上されている貸倒引当金の額を控除する経過措置が設けられた。

【各会計の資金不足比率】

(単位：千円)

企業会計 (法適・法非適)	流動負債(控 除後)または 歳出額 a	流動資産(控 除後)または 歳出額 b	解消可能 資金不足額 c	資金不足額 L=a-b-c	事業規模 (営業収益) M	資金不足 比率 L/M
地方卸売市場事業特別会計	404,392	410,862	—	△6,470	178,199	—
発電事業特別会計	25,398	30,520	—	△5,122	9,949	—
水道事業会計	988,816	3,346,646	—	△2,357,830	4,385,092	—
公共下水道事業会計	358,027	2,311,287	—	△1,953,260	5,630,263	—
交通事業会計	129,141	346,105	—	△216,964	930,995	—
病院事業会計	4,111,548	3,207,167	—	904,381	16,772,404	5.3%

※ 1 △表示は黒字

2 法適用企業の流動負債は控除企業債等および控除引当金等を、流動資産は貸倒引当金を控除後の金額である。

【法適用企業の流動負債(控除後)の再掲】

(単位：千円)

会計名	流動負債 a	控除企業債等 b	控除引当金等 c	流動負債(控除後) d=a-b-c
水道事業会計	2,374,233	1,314,095	71,322	988,816
公共下水道事業会計	4,405,162	4,024,994	22,141	358,027
交通事業会計	287,220	124,823	33,256	129,141
病院事業会計	6,174,181	1,399,979	662,654	4,111,548

※ 1 控除企業債等は、建設改良費等に充てるための企業債である。

2 控除引当金等は、引当金およびリース債務である。

【法適用企業の流動資産(控除後)の再掲】

(単位：千円)

会計名	流動資産 a	貸倒引当金 b	流動資産(控除後) c=a+b
水道事業会計	3,333,775	12,871	3,346,646
公共下水道事業会計	2,268,515	42,772	2,311,287
交通事業会計	346,105	—	346,105
病院事業会計	3,152,910	54,257	3,207,167

3 健全化判断比率の状況（平成25年度決算）

① 中核市の状況

（単位：％）

区 分	健 全 化 判 断 比 率（平成25年度決算）							
	① 実質赤字比率 （早期健全化基準） （ 11.25～15% ）		② 連結実質赤字比率 （早期健全化基準） （ 16.25～20% ）		③ 実質公債費比率 （早期健全化基準） （ 25% ）		④ 将来負担比率 （早期健全化基準） （ 350% ）	
	順位		順位		順位		順位	
函 館 市					18	8.7	15	77.0
旭 川 市					29	7.2	9	94.7
青 森 市					4	13.6	6	127.6
盛 岡 市					7	12.6	11	89.4
秋 田 市					8	12.4	10	91.8
郡 山 市					34	5.9		
い わ き 市					9	12.0	23	55.6
宇 都 宮 市					31	6.6	34	9.7
前 橋 市					15	8.9	17	70.8
高 崎 市					25	7.7	27	36.6
川 越 市					27	7.5	20	64.0
船 橋 市					41	0.3		
柏 市					23	7.8	28	34.6
横 須 賀 市					32	6.5	21	61.9
富 山 市					3	13.8	4	141.7
金 沢 市					20	8.1	12	88.6
長 野 市					20	8.1	33	19.9
岐 阜 市					38	4.0	37	1.0
豊 橋 市					28	7.4	24	49.3
岡 崎 市					43	△ 1.3		
豊 田 市					37	4.1		
大 津 市					17	8.8	29	28.7
豊 中 市					19	8.6	30	23.9
高 槻 市					42	△ 0.6		
枚 方 市					40	1.5		
東 大 阪 市					34	5.9	35	8.5
姫 路 市					22	7.9	26	42.4
尼 崎 市					6	13.0	3	147.7
西 宮 市					30	7.1	25	43.0
奈 良 市					5	13.4	1	188.1
和 歌 山 市					11	11.3	5	128.3
倉 敷 市					14	9.2	19	64.4
福 山 市					33	6.4	31	22.7
下 関 市					10	11.5	8	97.5
高 松 市					13	9.6	16	75.8
松 山 市					23	7.8	22	60.9
高 知 市					1	16.9	2	173.9
久 留 米 市					39	3.7	36	4.5
長 崎 市					26	7.6	13	80.5
大 分 市					15	8.9	18	64.8
宮 崎 市					12	10.1	14	78.8
鹿 児 島 市					36	4.6	31	22.7
那 覇 市					2	13.9	7	109.9
中核市の平均値						8.1		69.8
都道府県の平均値						13.5		200.7
市区町村の平均値						8.6		51.0

※ 1 総務省（自治財政局）報道資料による。

※ 2 ①実質赤字比率および②連結実質赤字比率は、全中核市において発生していない。

※ 3 中核市の平均値は、単純平均のため総務省報道資料の平均値とは一致しない。

※ 4 順位は比率の数値が高い順である。

② 道内主要都市8市の状況

(単位：%)

区 分	健全化判断比率(平成25年度決算)							
	① 実質赤字比率 (早期健全化基準) (11.25~12.17%)		② 連結実質赤字比率 (早期健全化基準) (16.25~17.17%)		③ 実質公債費比率 (早期健全化基準) (25%)		④ 将来負担比率 (早期健全化基準) (350%)	
	順位		順位		順位		順位	
函 館 市	—	—	—	—	6	8.7	8	77.0
旭 川 市	—	—	—	—	8	7.2	4	94.7
小 樽 市	—	—	—	—	1	13.7	6	88.4
室 蘭 市	—	—	—	—	7	8.6	7	79.8
釧 路 市	—	—	—	—	3	12.4	1	146.5
帯 広 市	—	—	—	—	4	10.0	2	113.5
北 見 市	—	—	—	—	2	13.4	3	107.4
苫 小 牧 市	—	—	—	—	5	9.1	5	91.4
平 均 値	—	—	—	—		10.4		99.8

※ 1 ①実質赤字比率および②連結実質赤字比率は、8市において発生していない。

※ 2 順位は比率の数値が高い順である。

4 資金不足比率の状況（平成25年度決算）

① 中核市の状況

（単位：千円、％）

区 分	資 金 不 足 比 率（平成25年度決算）			
	会 計 名	資金不足額	資金不足比率 （経営健全化基準） （20%）	標準財政規模比
函 館 市	—	—	—	—
青 森 市	自動車運送事業会計	278,237	13.0	0.4
郡 山 市	総合地方卸売市場特別会計	15,287	7.3	0.0
尼 崎 市	自動車運送事業会計	213,416	9.3	0.2
西 宮 市	中央病院事業会計	247,931	6.2	0.3
奈 良 市	下水道事業費特別会計	387,981	10.7	0.5
和 歌 山 市	土地造成事業特別会計	1,065,484	9.0	1.4
下 関 市	臨海土地造成事業特別会計	2,285,941	55.8	3.3
高 知 市	国民宿舎運営事業特別会計	1,177,281	436.8	1.4
鹿 児 島 市	交通事業特別会計	256,795	7.4	0.2

※ 資金不足額が発生している公営企業会計のみ

② 道内主要都市8市の状況

（単位：千円、％）

区 分	資 金 不 足 比 率（平成25年度決算）		
	会 計 名	資金不足額	資金不足比率 （経営健全化基準） （20%）
函 館 市	—	—	—
旭 川 市	—	—	—
小 樽 市	—	—	—
室 蘭 市	—	—	—
釧 路 市	市設魚揚場事業会計	1,433,771	2,024.7
帯 広 市	—	—	—
北 見 市	—	—	—
苫 小 牧 市	—	—	—

5 審査資料の用語説明

用語	説明
普通会計	地方財政状況調査において統一的に用いられる会計区分であり、一般会計と公営事業会計以外の特別会計を統合し、会計間の重複等を控除して一つの会計として集計したものをいう。
標準財政規模	<p>基準財政収入額の算定の対象とされた標準税収入総額と普通交付税の合計額である。</p> <p>なお、地方財政状況調査（決算統計）における標準財政規模は、標準税収入額と普通交付税を加算した額である。</p> <p>また、健全化判断比率を算出する際の「標準財政規模」は、地方財政状況調査（決算統計）における標準財政規模と臨時財政対策債発行可能額の合計額である。</p>
標準税収入額	地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の額をいう。
臨時財政対策債発行可能額	地方公共団体の一般財源の不足を補てんするため、地方財政法第5条の特例として投資的経費以外の経費にも充てるために発行される地方債で普通交付税の算定額と実交付額の差額である。
解消可能資金不足額	<p>路面交通事業を営む軌道事業などの経営にあたっては、多額の資本投入を必要とすることから、資金不足を一定期間生じる場合が多く見受けられる。</p> <p>しかしながら、減価償却費を除いた経常損益で利益が生じている場合、長期的にはその利益をもってその資金不足を解消することが可能と見込まれている。</p> <p>解消可能資金不足額は、これらの考え方にに基づき、資金不足額に含まれている解消可能資金不足額を当該事業における施設等の残存耐用年数相当期間内に計画的に解消可能な額を客観的に算定した額をいう。</p>
基準財政需要額	普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行うためなどの財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額をいう。